

第 29 回総会議事録

(令和 4 年 11 月 25 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第29回総会 議事録	
日 時	令和4年11月25日（金）午後2時00分～午後3時25分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 15名 欠席委員数 4名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第9号議案 令和4年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した10月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>18番 許可</p> <p>19番 許可</p> <p>20番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>22番 許可相当</p> <p>23番 許可相当</p> <p>第3号議案</p>

	<p>47番 証明交付</p> <p>48番 証明交付</p> <p>49番 証明交付</p> <p>50番 証明交付</p> <p>51番 証明交付</p> <p>第4号議案</p> <p>9番 証明交付</p> <p>10番 証明交付</p> <p>11番 証明交付</p> <p>12番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>13番 利用確認</p> <p>14番 利用確認</p> <p>15番 利用確認</p> <p>第6号議案</p> <p>11番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>10番 協力</p> <p>11番 協力</p> <p>第8号議案</p> <p>7番 承認</p> <p>8番 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員15名、欠席委員4名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第29回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号2番 野路 幸子委員、6番 栗原 智委員にお願いします。</p>

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。

18番について、事務局から説明して下さい。

事務局

譲受人は申請地の隣地を含め、緑区と川崎市にて花き及び植木畑を耕作しています。会社員である譲渡人が農作業に手が回らない状況の中、譲受人に農業規模拡大の意向があり、今回の申請に至りました。

譲受人世帯の経営農地は110aあり、緑区の下限面積30aを超えています。全部効率要件については、緑区の経営農地につきましては全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しており、川崎市の経営農地につきましては川崎市農業委員会発行の耕作証明で確認しています。

権利移転後、申請地は他の経営農地と同様、花き及び植木畑としての利用を予定しています。

通作距離は車で30分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており、常時従事日数の観点からも問題ありません。

周辺との調和要件の点でも問題は見当たりません。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。

議長

18番について、地区担当の齋藤春美推進委員が欠席のため、小原推進委員の意見はいかがですか。

小原推進委員

齋藤春美推進委員から、問題ないと聞いています。

議長

18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、18番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、18番は許可と決定します。

続いて、19番について事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件は、世帯内贈与の案件です。譲受人世帯は露地野菜を栽培しており、所有地も借入地も経営農地はすべて適正に耕作されております。経営面積は264aで、旭区の下限面積の30aを超えています。通作距離及び周囲との調和条件については、現在の耕作地のため問題ありません。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。

議長

19番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。

阿部委員	譲受人世帯はしっかりと農業経営され、農地を良好に耕作されています。何ら問題はありません。
議長	19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、19 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19 番は許可と決定します。 続いて、20 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人・譲渡人は親子で港北区新羽町、新吉田町及び都筑区東方町で植木を育てています。家族内での農業経営の引継ぎ準備のため、今回の申請に至りました。 世帯の経営面積は 65a で、港北区の下限面積 30a を超えています。農地は全て良好に耕作されており、周囲との調和要件についても問題ありません。 以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。
議長	20 番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	先日、申請地を確認しました。親から息子さんへの世帯内贈与で、農地の管理方法もこれまでと変わらないと聞いています。問題ありません。
議長	20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、20 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20 番は許可と決定します。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。22 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢で耕作困難となっており農業以外の安定収入を考えていたところ、申請地の隣地で建設工事業等を営む法人から駐車場として借りたいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は、現在、借りている駐車場の撤退を求められています。また、本店にも業務用車両を駐車していますが、手狭なため安全上の支障をきたしています。このため、近隣で車両の移転先を探しましたが、必要面積等の条件が合う土地は申請地以外ありませんでした。 立地基準は第 2 種農地です。500m 以内にはふるた内科小児科クリニックがあり、

前面道路に上下水管が埋設されています。

被害防除についてです。敷地内は南東側の出入口を除き、碎石敷きとします。雨水は自然浸透させるとともに、出入口付近のみアスファルト舗装とし、新設柵を設置・集水し、前面道路側溝へ接続して排水します。隣接に農地はなく、北東・北西側の既存コンクリートブロックをそのまま利用します。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

22 番について、地区担当の坂田委員が欠席のため、吉濱推進委員の意見はいかがですか。

吉濱推進委員

坂田委員から、何ら問題ないと聞いています。

議長

22 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、22 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、22 番は許可相当とし市に進達します。
続いて、23 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は所有する月極駐車場の一部に賃貸住宅を建築することとなり、閉鎖する駐車場の移転先を近隣で探していました。申請地は閉鎖する駐車場から徒歩3分程度と非常に近く、申請者の他の所有地は既にアパートなど土地活用されているか、農用地に指定されており、申請地以外に適地はありませんでした。申請地と隣接する既存駐車場を一体で、合計43台分の駐車場として利用する計画です。

立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、集団農地は10ha未満です。

被害防除についてです。敷地内は全面碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。東側道路との境界は既存コンクリートブロックの内側に、新設コンクリートブロック及びネットフェンスを新設します。北・西・南側は既存鋼板等を利用し、被害防除します。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

23 番について、地区担当の坂田委員が欠席のため、吉濱推進委員の意見はいかがですか。

吉濱推進委員

坂田委員から、何ら問題ないと聞いています。

議長	<p>23 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、23 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 3 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。47 番から 51 番までについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>47 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間資材置場として使用されていることを航空写真及び契約書等で確認しました。 48 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 49 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。 50 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。 51 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p>
議長	<p>47 番から 51 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、47 番から 51 番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、47 番から 51 番までにつきまして証明交付とします。 続いて、第 4 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。 9 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>相続人は、被相続人の子です。特例適用農地は生産緑地と農用地で、相続開始年月日は令和 4 年 3 月 28 日です。申請地は露地野菜畑、施設野菜畑、果樹畑、水稻です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるとのことで、除外物件として、駐車場用地を除外しています。申請地の状況については、11 月 11 日に地区担当の岡部委員に確認をいただいています。 以上から、適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	<p>9 番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>

岡部委員	11月11日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり、申請地は大変良好に耕作されており、問題ありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、9番は証明交付とします。 続いて、10番について、事務局から説明してください。
事務局	相続人は、被相続人と一緒に主に露地野菜を栽培してきた方です。 11月14日に地区担当委員の佐藤推進委員と相続人とで現地立会いを行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しています。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。 以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。
議長	10番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	11月14日に現地確認しました。スライドの写真のとおり、良好に耕作されているので、問題ないと考えます。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、10番は証明交付とします。 続いて、11番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、令和4年1月12日に被相続人がお亡くなりになり、娘である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。 申請地はすべて利用権設定によって賃借されており、調整区域農地と農用地となっています。主に露地野菜が栽培されており、現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しています。申請地の状況は地区担当の根本委員に確認

	<p>いただいています。</p> <p>除外物件として、農業用倉庫部分の 34.08 m²を除外しています。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	11番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。
根本推進委員	被相続人の代から申請地は利用権を設定して貸していますが、対象者は農業経営をされていますので、問題はありません。
議長	<p>11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、11番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、11番は証明交付とします。</p> <p>続いて、12番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地はすべて生産緑地であり、露地野菜畑です。相続開始年月日は令和4年2月4日です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるということです。</p> <p>除外物件として、農業用コンテナ、倉庫、電柱を除外しております。</p> <p>申請地の状況については、11月15日に地区担当の大立委員にご確認をいただいております、問題ないと考えています。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	12番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。
大立委員	事務局の説明のとおりです。対象者本人も熱心に営農する意向で、何ら問題ありません。
議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
平本委員	農業用倉庫等は、なぜ除外なのでしょう？
事務局	農業用の資材・機械を格納している農業用倉庫等については、除外となっています。肥料を格納している農業用倉庫等については、耕作土としてみることで除外とせず、適用農地に含めています。

議長	<p>納税猶予制度の適用対象については、総会後に事務局から説明があります。</p> <p>12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、12番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。13番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、10月12日に地区担当委員の大矢推進委員と対象者と立会いを行いました。現地調査により、対象農地は水田として良好に管理されていることを確認しています。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	13番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	10月12日に現地立会いしました。対象者の父とは農協の野菜部でも交流がありますし、対象地は適正に耕作されていると思います。
議長	<p>13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、13番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、13番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、14番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、10月12日に対象者と立会いを行いました。現地は坂田委員に確認いただいています。現地調査により、対象農地は水田として良好に管理されていることを確認しています。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	14番について、地区担当の坂田委員が欠席のため、吉濱推進委員の意見はいかがですか。

吉濱推進委員	写真のとおり良好に耕作されているのを確認したと坂田委員から聞いています。
議長	14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、14番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、14番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、15番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、11月1日に地区担当委員の平本委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜や果樹を中心に適正に管理されていることを確認しています。 以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。
議長	15番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	1日に現地確認しました。スライドの写真のとおり、良好に耕作されています。何ら問題ありません。
議長	15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、15番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、15番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。11番について、事務局から説明してください。
事務局	買取申出の事由は、令和4年2月16日に主たる従事者が死亡したため、今後の農業の継続が困難となったためです。当該生産緑地は自宅のすぐ近くにありますが、体調が悪化した令和3年くらいまで管理されていたとのことです。 本件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長	11 番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	先日、近隣の農家への聞き取りを行い、また、願出人と面会して確認しました。主たる従事者であることは間違いないと考えます。
議長	11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11 番は証明交付と決定します。 続いて、第 7 号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。10 番から 11 番について事務局から説明してください。
事務局	主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、12 月 5 日（月）を期限として事務局までご連絡ください。
議長	10 番から 11 番について、あっせんに協力します。 続いて、第 8 号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。7 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は池辺の農用地区域の一角です。すでに開園済みの農園の規模拡張になるので、周辺への影響は軽微と思われれます。 次に開設内容の説明をします。 ・農園の名称：清水園 ・貸付期間：1 年間 ・貸付けにかかる賃料：年間 10,000～30,000 円／区画 ・貸付区画：12～36 m ² ／区画。合計 58 区画 ・募集方法：現地募集看板設置立て看板による公募 ・申し込み方法：ハガキ、F A X ・選考方法：先着順 ・管理者：開設者本人・家族 ・増設部分の開園予定：承認から 2 か月以内 利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和 4 年 10 月 18 日に結んでおります。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第 3 条第 3 項について適当と認められると考えられます。

議長	7番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。
栗原茂 推進委員	11月15日に事務局と現地立会いしました。詳細内容は事務局の説明のとおりで、認定市民菜園の開設に際して何ら問題ないと判断しました。
議長	7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番は承認と決定します。 続いて、8番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は旭区善部町の市街化調整区域内農地です。農園は開設者の自作地及び自宅と隣接しており、周囲には住宅は少なく、周辺への影響は軽微と思われま す。 続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画約23～56㎡で13区画を配置する計画です。 次に開設内容の説明をします。 ・農園の名称：今井菜園 ・貸付期間：1年間 ・貸付けにかかる賃料：年間12,000円／区画 ・募集方法：現地募集看板設置立て看板による公募 ・申し込み方法：電話等 ・選考方法：先着順 ・管理者：開設者本人・家族 ・開園予定：令和4年12月末日 利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和4年11月9日に結んでおります。 なお、農園への入口は、南側にはフェンスがありますので、隣接所有者の同意を得て入ることとしており、その同意は得られています。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。
議長	8番について、地区担当の飯田推進委員の意見はいかがですか。
飯田推進委員	先日、現地を確認しました。申請者は申請地北側の隣接地権者の方とも良好に関係を構築されていて、それ以外の周囲は自己所有地に接しているため、問題ないと考えます。

議長	<p>8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、8番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、8番は承認と決定します。</p> <p>続いて、第9号議案「令和4年度 農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>6月から9月の農地利用状況調査の事前調査の結果、候補地として6筆の農地を事務局で選定し、9月総会でご報告しました。その候補地について、現況や是正状況等を地区担当委員と確認しました。</p> <p>その結果、農地法第32条第1項1号に該当する農地として1筆324㎡、2号に該当する農地として1筆419㎡の農地を決定しました。その所有者4名、2号農地は3名共有に対して、農地法に基づき今後の農地の利用方法について何う利用意向調書を発送します。議案の説明は以上です。</p>
議長	第9号議案について、何か意見、ご質問等がありますか。
小池委員	通知発送後の手続きは、どのようになっているのでしょうか？
事務局	農地中間管理機構へ報告し、貸し付け対象となり得る農地かが判定されます。貸付対象と判定された農地については、荒廃化が解消されないと課税が強化されます。貸付対象とならない農地については課税強化の対象となりませんが、次年度以降も調査し、改善が見られないと荒地通知の対象となります。
小池委員	対象地の隣接農地所有者に、農地取得のあっせんは行っていないのでしょうか？
事務局	あっせんは行っていません。
議長	<p>第9号議案について、他に何か意見、ご質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第9号議案について、議案書とおりと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第9号議案について議案書とおりと決定することとします。</p> <p>あわせて議案ではありませんが、第9号議案の関連事項として「令和4年度 農地</p>

	<p>パトロールに基づく荒地の通知について」についても、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>席上に配布させていただいた、「令和4年度 農地パトロールに基づく荒地の通知について」もあわせて報告させていただきます。</p> <p>過去に1号・2号農地となった農地も含め、今年度の利用意向調査の対象とならない荒地の所有者に対して、北部農政事務所と合同で12月に通知を発送する予定です。荒地の候補地については、11月17日時点で合計81筆、48,136㎡です。区別ではお配りした調査結果の表のとおりとなっています。報告は以上です。</p>
議長	<p>何か意見、ご質問等がありますか。</p>
根本推進委員	<p>配布資料にある荒地の定義について、「1号農地未満の荒地や過去に1号・2号農地に決定した荒地など」とありますが、この“未満”という表現は、1号農地や2号農地ほど荒廃化は進んでいないが、今後、その状態になり得ると判断した農地という理解でよろしいでしょうか？</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
森田推進委員	<p>私の担当区域の農用地において、資材置場に違反転用されてしまっているところがあります。また、道路沿いで大きな看板が設置されている農地も見受けられ、問題視しています。それらについても、通知する対象となっているのでしょうか？</p>
事務局	<p>12月に通知を発送する対象地は荒廃化している農地ですが、違反転用された農地や看板が設置された農地についても、今後、通知を発送する予定です。</p>
森田推進委員	<p>何十年も違反転用されたまま現況が変わらない場所もありますが、継続的に指導はされているのでしょうか？ 転用した者勝ちということにはならないのでしょうか？</p>
事務局	<p>違反転用が是正されなければ、通知は毎年発送して指導は継続的に行われます。</p> <p>なお、看板については、基礎がなく農地転用に当たらないような看板を除き、通知を発送して指導しています。</p> <p>また、違反転用者については、新たな転用行為に対して許可は下りないため、一連の転用許可申請の中で、是正するよう指導しています。</p> <p>他に意見、ご質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、議事については終了とします。続いて、報告事項第1号から第8号について、野路委員お願いします。</p>

野路委員	報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。 これをもちまして、第29回総会を終了します。 (午後3時25分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和4年 月 日

議長

署名人

署名人

令和4年11月25日開催 第29回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	金子 利一		欠席	
4	坂田 清一		欠席	
5	加藤 保		欠席	
6	栗原 智		出席	議事録署名人
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		欠席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	
19	小島 重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	栗原 茂		出席	
3	小山 正博	連合会理事	出席	
4	齋藤 公		欠席	
5	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
6	永島 善範		出席	
7	根本 栄治		出席	
8	吉野 幸弘		出席	
9	飯田 清		出席	
10	内田 □一		出席	
11	大矢 勝		出席	
12	小原 甲史		出席	
13	齋藤 春美		欠席	
14	佐藤 孝春		出席	
15	新川 和生		欠席	
16	森田 喜八郎		出席	
17	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし